

# 障害福祉サービスと 札幌市事業等について

平成28年12月時点

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

1

## 構成

- 障害福祉サービスの説明
- 主な福祉用具や助成制度の説明
- その他札幌市独自のサービス等について

※主なものを掲載しています。その他の事業一覧は、  
「障がいのある方のための福祉ガイド2016」をご覧ください。  
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/fukushiguide.html>

2

# 障害者総合支援法による主なサービス

## 障害福祉サービス

### 介護給付

- ・ 食事や入浴、外出の介助などの介護サービス
- ・ ホームヘルプサービス、生活介護、ショートステイなど

### 訓練等給付

- ・ 生活や就労の訓練などのリハビリテーションサービス
- ・ 就労移行支援、就労継続支援、グループホームなど

### 地域相談支援給付

- ・ 入所施設等から地域生活に移るときなどの相談サービス（地域移行、地域定着）

### 計画相談支援給付

- ・ 障害福祉サービスの利用計画を作る相談サービス（サービス等利用計画）

3

# 障害福祉サービスの種類

## 訪問系サービス

### 居宅介護（ホームヘルプサービス）

身・知  
精・児  
難

区分 1～6  
期間 1年

ホームヘルパーが、身体介護などの生活上の支援を行います。②

|                  |  |
|------------------|--|
| 身体介護             | 自宅で食事や入浴などの介護を行います。                                    |
| 家事援助             | 自宅で掃除や洗濯などの家事を行います。                                    |
| 通院等介助<br>通院等乗降介助 | 通院などの外出に必要な介護を行います。<br>「通院等乗降介助」は、主に車の乗り降りを介助するサービスです。 |

4

## 障害福祉サービスの種類

### 訪問系サービス

#### 重度訪問介護

身・知  
精・難

区分 4～6  
期間 1年

常に介護が必要な方に、自宅で食事や入浴の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。㊦

#### 行動援護

知  
精・児

区分 3～6  
期間 1年

自己判断能力に制限がある方に、危険回避のための外出支援などを行います。㊦

5

## 障害福祉サービスの種類

### 訪問系サービス

#### 同行援護

身  
難

児

区分なし～6  
期間 1年

視覚の障がいのため移動が難しい方に、必要な情報提供や外出支援を行います。㊦

#### 重度障害者等包括支援

身・知  
精・難

区分 6  
期間 1年

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。㊦

6

## 障害福祉サービスの種類

### 日中活動系サービス

#### 療養介護

身・知  
難

区分 5～6  
期間 3年

医療と常時の介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。(介)

50歳以上は  
区分2～6

#### 生活介護（デイサービス）

身・知  
精  
難

区分 3～6  
期間 3年

常に介護を必要とする方に、昼間、事業所で食事や入浴の介護、創作的活動などを提供します。(介)

7

## 障害福祉サービスの種類

### 日中活動系サービス

#### 自立訓練【機能訓練】

身  
難

区分なし～6  
期間 1年

身体機能や生活能力の維持向上などのために、必要なリハビリテーションなどを行います。（市内なし）(訓)

#### 自立訓練【生活訓練】

知  
精

区分なし～6  
期間 1年

生活能力の維持向上などのために、食事や入浴などに必要な訓練を行います。(訓)

8

## 障害福祉サービスの種類

### 日中活動系サービス

#### 就労移行支援

身・知  
精・難

区分なし～6  
期間 1年

一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。①

50歳未満で  
B型利用は  
期間1年

#### 就労継続支援【A型・B型】

身・知  
精・難

区分なし～6  
期間 3年

一般企業等での就労が難しい方に働く場を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。（A型は雇用契約に基づく利用が原則）①

9

## 障害福祉サービスの種類

### 短期入所 制度上は訪問系サービスに分類

#### 短期入所（ショートステイ）

身・知  
精・見

区分 1～6  
期間 1年

介護する方が病気などの場合に、短期間、施設で食事や入浴の介護などを行います。②

10

## 障害福祉サービスの種類

### ■ 居住系サービス

50歳以上は  
区分3～6

#### 施設入所支援

身・知  
精・難

区分 4～6  
期間 3年

施設に入所する方に夜間や休日、食事や入浴の介護などを行います。（障害者支援施設での夜間ケア等）**（介）**

#### 共同生活援助（グループホーム）

身・知  
精・難

区分なし～6  
期間 3年

共同生活を営む住居で、夜間や休日、相談、食事や入浴の介護、日常生活上の援助を行います。**（訓）**

11

## 障害福祉サービスの種類

### ■ 居住系サービス

#### 宿泊型自立訓練

精・知

区分なし～6  
期間 1年

一定期間、居室を提供し、生活能力の維持向上などのために必要な訓練を行います。**（訓）**

12

# 費用負担

## ～ 障害福祉サービスの利用者負担 ～

所得に応じて、月ごとに次の負担上限月額が設定されます。ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

▼18歳以上の方の場合【世帯の範囲】障がいのある方とその配偶者

| 区分   | 世帯の収入状況                   | 負担上限額                                     |
|------|---------------------------|---|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                  | 0円  |
| 低所得  | 市町村民税 非課税世帯               | 0円  |
| 一般 1 | 市町村民税 課税世帯<br>(所得割16万円未満) | ※ 入所施設利用者(20歳以上)、<br>グループホーム利用者を除く 9,300円 |
| 一般 2 | 上記以外                      | 37,200円                                   |

▼18歳未満(児童)の方の場合【世帯の範囲】保護者の属する住民基本台帳上の世帯

| 区分   | 世帯の収入状況                   | 負担上限額                                       |
|------|---------------------------|---|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                  | 0円  |
| 低所得  | 市町村民税 非課税世帯               | 0円  |
| 一般 1 | 市町村民税 課税世帯<br>(所得割28万円未満) | 通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円<br>入所施設利用の場合 9,300円 |
| 一般 2 | 上記以外                      | 37,200円                                     |

13

# 主な福祉用具や各種助成など

## 区への申請が必要です

### 補装具

長期間にわたり継続して使用される車椅子、補聴器等の購入・修理に必要な費用を支給

### 子どもの補聴器

軽度・中等度難聴のある子どもの補聴器購入・修理に要する費用を助成

### 日常生活用具

日常生活上の便宜を図るため、一般的に普及していない用具(特殊寝台、ストーマ用装具等)を給付

### 紙おむつの支給

常におむつを使用している、在宅で重度の障がいがある方に支給

### 入浴サービス

家庭での入浴が困難な重度の障がいのある方に、入浴サービスを実施

14

## 福祉用具や助成の種類

### ～ 補装具と日常生活用具等 ～

#### 補装具とは…

身体機能を補完、代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具（車椅子、補聴器等）の購入・修理に必要な費用を支給します。

#### 日常生活用具とは…

日常生活上の便宜を図るための用具であって、一般的に普及していない用具（特殊寝台、ストーマ用装具等）を給付します。

#### 子どもの補聴器とは…

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある子どもの補聴器購入・修理に関する費用を助成します。補聴器を購入又は修理する前に申請が必要です。

※それぞれの詳しい対象者要件等は下記ホームページをご覧ください。  
[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku\\_03.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_03.html)

15

## 福祉用具や助成の種類

### ～ 紙おむつの支給と入浴サービス ～

#### 紙おむつの支給とは…

常におむつを使用している、在宅で重度の障がいがある方（原則3歳以上）に紙おむつを支給。ひと月6,500円以内の数量（ひと袋単位）を毎月1回対象者の自宅に配達（グループホームや福祉ホームを利用されている方は、契約内容によって支給対象となる場合有）。

[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku\\_03.html#c](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_03.html#c)

#### 入浴サービスとは…

家庭での入浴が困難な重度の障がいのある方に、入浴サービス（施設入浴または訪問入浴）を行う。週2回以内。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku01.html#9>

16

# 他にもたくさんサービスがあります

## 区への支給申請は不要です

### 地域活動支援センター

日中活動の場、社会参加の場  
・一般型 48か所  
・相談支援併設型 5か所  
・就労者支援型 3か所

### 地域共同作業所

主に障がいの重たい方が通う日中活動の場、10か所

### 日中一時支援

介護者が介護できない場合の事業所での一時的な見守り等を行う、66か所

### 障がい者協働事業所

障がいのある方を5名以上雇用し、各種事業を実施、23か所

### ITサポートセンター

障がいのある方向けにパソコン講習会を開催。また、パソコンボランティアを派遣するなど

### 相談系

療育支援の障がい児等療育支援事業、権利擁護の障がい者あんしん相談、働く支援の就業・生活相談支援事業等

17

# 地域活動支援センターと地域共同作業所

## 地域活動支援センターとは…

- ・ **一般型**～一般就労が難しい方が通う日中活動・社会参加の場。就労継続支援B型と同じような活動をしています。 **48か所**
- ・ **相談支援併設型**～委託相談支援事業所に併設されており、サービスを相談支援と一体的に提供します。 **5か所**
- ・ **就労者支援型**～就業・生活相談支援事業所(とねっと、からびな、テラス)に併設されており、日中働いている方が夜間等に交流や情報交換のために通う場になります。サービスを就業・生活相談支援事業所と一体的に提供します。

## 地域共同作業所とは…

主に重度の障がいのある方の身近な地域における日中活動の場。10か所。

地域活動支援センターと地域共同作業所のホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/sagyosho/index.html>

18

# 日中一時支援事業所

## 日中一時支援事業所とは…

日中において、介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に、事業所で見守り、障がい者等の活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。66か所。

利用にあたっては、各事業所に直接申し込み。

※事業所の一覧は障がい福祉課・区保健福祉課にて配布している「札幌市障がい児（者）福祉施設・事業所一覧」をご覧ください。

日中一時支援事業のホームページ（主に事業者向け）

[http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/1-12\\_nittyuitiji.html](http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/1-12_nittyuitiji.html)

19

# 障がい者協働事業所

## 障がい者協働事業所とは…

障がいのある人もない人も同じ立場で働けることを目指し、障がい者を5人以上雇用している等、一定の条件を満たす企業に予算の範囲内で補助金を交付しています。

代表的な事業所の一つが、元気カフェブラン（白石区複合庁舎1階ロビー）です。障がいのある方が、毎日、おいしいコーヒーやホットドッグ等を提供しています。

この他にも、ネイルサロン、印刷・製本業、清掃、特別養護老人ホームの厨房、研修運営、データ処理、居宅介護事業など、現在23カ所あります。



障がい者協働事業のホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/kyodojigyo.html>

20

# ITサポートセンター

## ITサポートセンターとは…

障がいのある方のITスキルの向上や自立を目指して、パソコン講習や相談窓口による対応を行う。

### 【支援内容】

- ・パソコン講習会の開催  
障がい別、wordやExcelなどテーマ別の講習会を5月～11月まで毎月開催
- ・パソコンボランティアの養成と派遣  
障がいのある方の依頼に応じて、パソコン操作に関するボランティアを派遣  
(年度内12回まで、1時間当たり1,000円、交通費はセンターが負担)
- ・ITに関する相談窓口  
パソコンに関する相談等に電話・来所に対応

### 障がい者ITサポートセンター

北区北7条西6丁目 北苑ビル2階  
電話769-0841 FAX769-0842  
<http://www.s-challenged.jp/itsupport/>  
(運営法人) 特非) 札幌チャレンジド

21

# 障がい児等療育支援事業

## 障がい児等療育支援事業とは…

在宅の障がい児等に対して、専門的な療育指導を行うことにより、障がい児者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 【対象となる方】

市内在住の在宅の障がい児等、その家族や関係機関

### 【主な業務内容】

#### (1) 訪問療育

障がい児等の家庭を訪問し、必要な療育指導や日常生活動作訓練等を行う。

#### (2) 外来療育

障がい児等を通所させることにより、必要な療育指導や日常生活動作訓練等を行う。

#### (3) 施設支援

障がい児等を支援する保育所、幼稚園、学校、児童発達支援等の関係機関に対し、療育に係る技術指導・助言を行う。

に・こ・ぱ(中央区) 561-2271  
なつつ(西区) 080-3572-2255  
麦の子会(東区) 753-6468  
北翔会(白石区) 879-5555  
榆の会(厚別区) 898-3929

22

# 権利擁護関係

## 障がい者あんしん相談とは…

主に権利擁護に関する相談を受けています。  
弁護士による無料相談窓口  
(毎月第2水曜午後、事前予約制)あり。

## 成年後見制度利用支援事業とは…

重度の知的障がい、精神障がいのある方で、  
財産管理や身上監護における保護が必要となり、  
申し立てをする親族等がない場合に、  
市長が代わって、成年後見開始の申立を行います。

## 障がい者虐待相談とは…

障がい者虐待に関する通報または届出の  
受理を行っています。また、虐待防止の啓発も  
行っています。

**高齢者・障がい者生活あんしん支援センター**  
中央区大通西19丁目社会福祉総合センター3階  
●障がい者あんしん相談  
電話633-1313 FAX 633-3887  
●成年後見制度利用支援事業  
電話 632-7355 FAX 613-5486  
●障がい者虐待相談  
電話632-7021 FAX613-5486  
メール：gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp  
※夜間休日の緊急連絡は080-5723-0200  
(運営法人) 社会福祉法人札幌市社会福祉協議

23

# 精神障がい者地域生活移行支援事業

## 精神障がい者地域生活移行支援事業とは…

ピアサポーターを活用した精神科病院への訪問活動等を通じ、入院中の精神障がい者の  
地域移行を促進する。

### 【主な業務内容】

- (1) ピアサポート活動を利用した精神障がい者本人に対する支援
- (2) 地域移行に関する理解の促進
- (3) ピアサポーターに対する相談支援専門員による支援
- (4) ピアサポーターの役割・活動内容等についての広範的な周知等

**さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール**  
中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園302  
電話213-0171 FAX213-0172  
(運営法人) あむ×札幌療育会

24

# 就業・生活相談支援事業所

## 就業・生活相談支援事業所とは…

障がい者の民間企業等への就職又は雇用の継続のために、就業と同時に日常生活の支援を行う。併せて関係機関等と連携し、障がい者の雇用推進と職場定着を図る。

とねっと、からびな、テラス、しんさっぽろの4カ所。

### 【対象となる方】

市内に在住し、民間企業等への就職又は雇用の継続を希望する障

### 【主な支援内容】

- (1) 民間企業等への就職・職場定着のための相談に応じる
- (2) 就業に係る日常生活に関する相談に応じる
- (3) 雇用主に対して、定着支援等に係る必要な助言等を行う
- (4) 就労支援機関に対し、必要な助言や支援等を行う



☆すべての事業所に主に職場定着を行う「ジョブサポーター」がいます

☆とねっとは拠点事業所です

25

# 地域ぬくもりサポート事業

## 地域ぬくもりサポート事業とは…

日々の生活の中で支援を必要としている障がいのある方と、お手伝いをすることができる地域の方々をつなぐために取り組む札幌市独自の事業です。

### 【対象となる方】

- ・利用者：市内にお住まいの障がいのある方、発達に心配のある児童  
お住まいの担当する地域ぬくもりサポートセンターへ登録
- ・サポーター：札幌市内に住まいがある、または、通勤・通学をされている方

### 【主な支援内容】（1回1時間半程度）

- ・近所への送迎、話し相手、子どものお世話、家事の手伝い など
- ・1回500円を利用者からサポーターに直接支払います。

「事業を利用したい」「サポーターをやってみたい」という方は、お気軽にサポートセンターまでお問い合わせください。

### 地域ぬくもりサポートセンター

- ◆中央・南・豊平・清田担当 電話 206-6511  
(社会福祉法人あむ)
- ◆北・西・手稲担当 電話 632-7076  
(社会福祉法人HOP)
- ◆東・白石・厚別担当 電話 895-8010  
(特定非営利活動法人わーかーびー)

26



# 自立支援協議会

全体会

運営会議

会長  
副会長

部会長  
部会長  
部会長  
部会長

部会長

部会長

部会長

担当を持つ

課題

ぜひ参加して  
ください！

地域部会

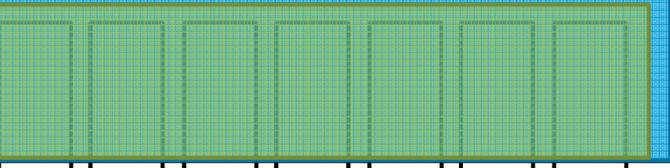
相談支援部会

就労支援  
推進部会

子ども部会

地域部会  
連絡会

専門部会  
連絡会



- 研修（人材育成）プロジェクトチーム
- ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム
- 教育と福祉の連携に関するプロジェクトチーム
- 住まいに関するプロジェクトチーム
- 重複障がいに関するプロジェクトチーム
- 精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム
- 〇〇〇〇に関するプロジェクトチーム

事務局

必要な時は部会化もありえる